



鹿労発基 0827 第 1 号
令和 6 年 8 月 27 日

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 松枝 千鶴 殿

鹿児島労働局長
永野 和則

鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、日本民主青年同盟鹿児島県委員会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会及びコープかごしま労働組合から、別添のとおり最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。